

2019.12.17 明治大学労働講座 労働社会の改革（3） 安心して働く雇用と労働政策



1. ものづくり労働組合**JAM**とは

【JAMの組織と特徴】

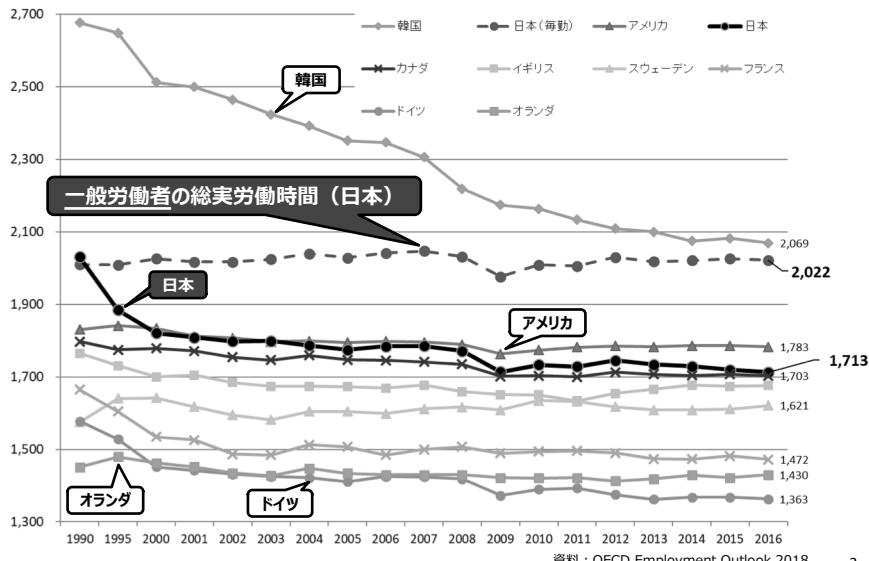
| 組織数 | 1,884組合 | 組合員 | 385,802名 |
|-------------|--|-----|----------|
| 特徴 | ものづくりと機械金属産業を担い中小労働運動を推進する。 サプライヤー（部品供給会社）が多い。 100人以下の組合が6割、30人以下が4分の1の構成。 | | |
| 推進体制 | 17地方 105地協 専従者179人（地方配属125名） 15業種別部会 （建材アルミ・住宅設備・鋼構造・ロープ製線・金属製品・鋳造・バルブ・自動車・軸受・工作機械・農建機・機械・交通関連・電機・精密時計） 大手労組会議、男女共同参画・女性活動、シニアクラブ 4専門委員会（組織強化・労働政策・政策政治・総務企画） 個別チーム（法改正・教育研修・中小企業問題ほか） 課題対策本部（雇用法制改悪阻止・ブラック企業問題） | | |



1

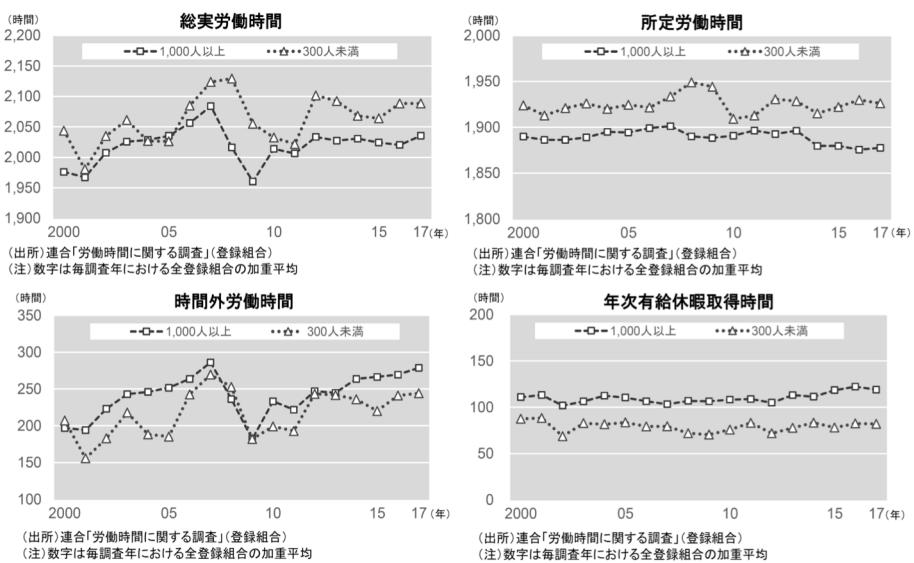
2. 労働者を取り巻く状況

【年間総実労働時間の実態】

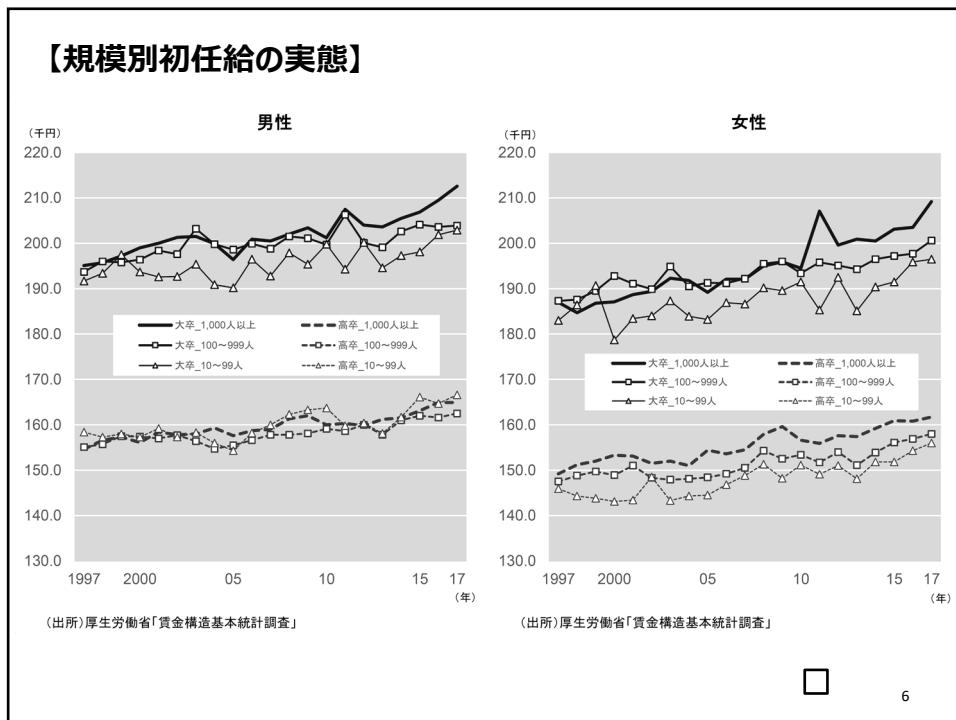
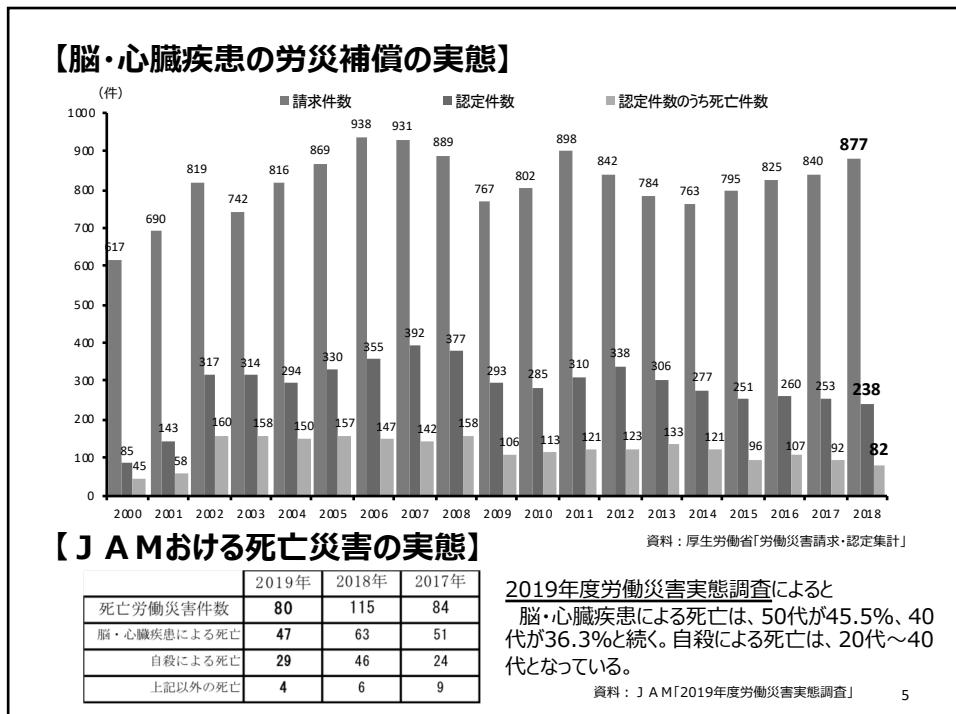


2

【各種労働時間の実態】



3



3. 企業別労働組合や産業別労働組合の取り組み

【労働組合とは】

労働組合は、働く人の、働く人による、働く人のための組織。一人では弱いけれど、団結し手を取り合えば強力な力になれる。

「団結権」を知っていますか？

憲法第28条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定され、労働基本権(労働三権)と呼ばれる。

憲法第28条
団結権

行使

労働組合
結成・加入

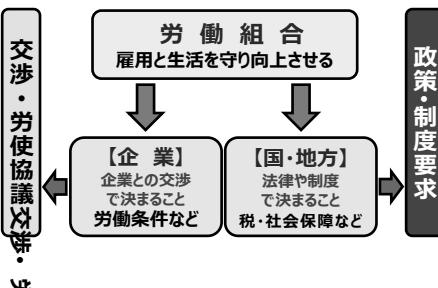
権利

活動への参加する権利、利益を享受出来る権利
役員になる権利と選ぶ権利、会計を知る権利…

義務

組合規約や決定事項を守る義務、組合行事に
参加し協力する義務、組合費を納める義務…

【労働組合の仕事】



【労働組合と給与明細表】

| 支給 | 基本給 | 職能給 | 家族手当 | 時間外手当 | 賃金計 |
|-------|---------|--------|-------|---------|---------|
| | 110,100 | 94,800 | 7,560 | 10,200 | 222,660 |
| 控除 | 健康保険 | 厚生年金 | 雇用保険 | | |
| | 9,020 | 15,327 | 1,558 | | 25,905 |
| | 所得税 | 住民税 | | | 税金等計 |
| | 6,860 | 3,800 | | | 10,660 |
| | 組合費 | 財形貯蓄 | 共済会費 | | 一般控除計 |
| 3,500 | 5,000 | 1,000 | | 9,500 | |
| | | | | 総支給額 | |
| | | | | 176,595 | |

労使交渉

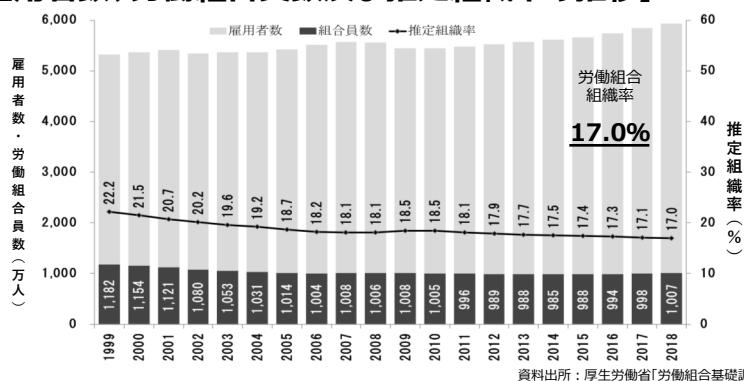
7

【企業数と労働者数に占める中小企業の比率】

| 規模別 | 企業数 | 従業員数 |
|--------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 大企業 | 1.1万社 0.3% | 1,433万人 29.9% |
| 中小企業 (うち小規模事業者) | 380.9万社 99.7% (325.2万社 85.1%) | 3,361万人 70.1% (1,127万人 23.5%) |

資料出所：中小企業庁「2016年版中小企業白書」

【雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移】



8

【具体的な取り組み】“調査なくして運動なし”

雇用動向調査 景況調査

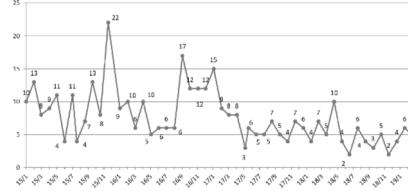
J A M 加盟全単組の経営、労務状況を把握し、方針や政策要求の策定ならびに日常活動の重要な資料とする。

【雇用動向調査】

調査時期：毎月

| | 被訪者属性 | 被訪者属性 | 雇用動向調査結果 | | | | | | | | | | | | 調査年月 |
|-------|---------|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | | | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | 新規会員登録 | |
| 2016年 | 1月～2月 | 1,254 | 71 | 1,1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 25 | 0 | 5 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| | 3月～4月 | 1,281 | 61 | 1,2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5月～6月 | 1,204 | 243 | 1,3 | 1 | 15 | 2 | 4 | 2 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7月～8月 | 1,204 | 243 | 1,3 | 1 | 15 | 2 | 4 | 2 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9月～10月 | 1,204 | 243 | 1,3 | 1 | 15 | 2 | 4 | 2 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11月～12月 | 1,204 | 243 | 1,3 | 1 | 15 | 2 | 4 | 2 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2017年 | 1月～2月 | 1,282 | 282 | 1,5 | 11 | 38 | 4 | 6 | 11 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3月～4月 | 1,282 | 63 | 6 | 2 | 6 | 3 | 4 | 11 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5月～6月 | 1,282 | 46 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7月～8月 | 1,282 | 46 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9月～10月 | 1,282 | 46 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11月～12月 | 1,282 | 46 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2018年 | 1月～2月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3月～4月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5月～6月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7月～8月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9月～10月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11月～12月 | 1,280 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企画単位別 | 2019年3月 | 1,551 | \$1 | 0 | 31 | 1 | 41 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | \$ |

新規提案件数の推移



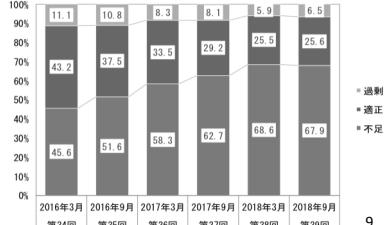
【景況調査】

調査時期：4月・10月

経常利益の増減（全体・D I・直近6回推移）



労働力の過不足感（全体・回答割合・直近6回推移）



9

単組活動実態 ヒアリング調査

全加盟単組の活動点検・把握のため聞き取り調査を4年に一回の頻度で実施。

- ① 直接訪問・ヒアリングを通じた単組活動・組織実態の把握するオルグを行う。
- ② J A M の組織強化活動の構築と単組活動レベルの高位平準化をめざす。
- ③ 地協担当オルガナイザーと単組執行部の連携とスキルアップをめざす。

単組活動実態 ヒアリング調査表

| | | |
|--|-------|---------|
| 地方JAM名 | 平成No. | (会員No.) |
| 記入者名 | 記入者名 | 記入者名 |
| [調査会議] | | |
| Q 1 定期大会の開催は何月ですか | | |
| 選択肢 1. 1月 2. 2月 3. 3月 4. 4月 5. 5月 6. 6月 7. その他 | | |
| (1)の欄 | | |
| Q 2 定期大会の招集は全組員会員ですか、代議員対象ですか | | |
| 選択肢 1. 全員 2. 代議員制 | | |
| (2)の欄 | | |
| Q 3 Q 2で議員制の場合、女性議員の比率はどのくらいですか | | |
| 選択肢 1. 10%以下 2. 10%～30% 3. 30%以上 | | |
| (3)の欄 | | |
| Q 4 開催時の決議内容の決定・採決の確認は、大会等(議員委員会、代議員会等)の決議期間(開催日)で決めていますか | | |
| 選択肢 1. 大会を開催している 2. 他の機会で決めている 3. その他 | | |
| (4)の欄 | | |
| Q 5 球委員会、中央委員会、代議員会等が大會に次ぐ決議権限の開催頻度はどのくらいですか。(請負幹事会での開催頻度です) | | |
| 選択肢 1. 1ヶ月 2. 2ヶ月 3. 1ヶ月以内 4. 1ヶ月以上 | | |
| (5)の欄 | | |
| Q 6 通常、執行委員会の開催頻度はどの位ですか | | |
| 選択肢 1. 月1回程度 2. 2週間に1回程度 3. 月1回程度 | | |
| (6)の欄 | | |
| 記入用欄(複数回記入可) | | |

►2017年度の集約単組は、1,744単組になり、地方J A M構成組織数(支部・分会を含む)1,845組織と直轄14組織の合計1,859組織(直轄組合と共にヨーロッパは除く)の93.8%(前回93.3%)の集約となった。

【調査項目】65項目

- 1. 機関運営…定期大会・執行委員会の開催状況、役員任期、組合費・徴収基準
- 2. 組合活動…機関紙・宣伝物の発行・配布、署名・カンパの職場展開、共済加入活動、政策実現活動、組合員の住所録、相談活動、青年組織、O B会組織
- 3. 活動権利…時間内活動、専従役員、組合事務所、組合事務所の使用頻度、組合掲示板、時間内の面会・電話
- 4. 労使関係…労使協議会や経営協議会の開催、労働協約、労働協約・組合規約の配布、三六協定、安全衛生委員会、年休取得、賃金データ、経営資料、労働条件調査の提出
- 5. 教育活動…学習会、講演会の開催、代議員・職場委員教育、執行委員研修、新入組合員研修
- 6. 女性参画…大会の女性代議員、女性執行委員、女性組織

10

1 / 11 ページ

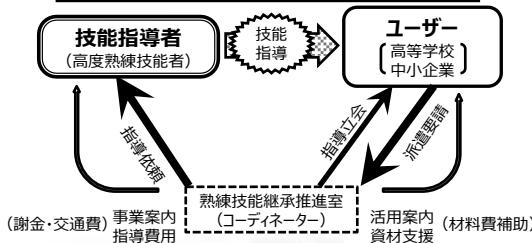
【具体的な取り組み②】“ものづくりは人づくり”

熟練技能 継承事業

機械金属産業に関わる熟練技能と指導力を有する高度な熟練技能者を、技能を身に着けようとする若者のいる工業高校や中小企業等に派遣し、実技指導により熟練技能の継承を行なう事業。

- ① 熟練技能を若年層に継承させ、日本経済を支える機械金属産業の「ものづくり」の強さを維持・発展させる。
- ② 熟練技能を有する人財を守り、新興国への技能流出を防ぎ、国内における活躍の場を提供する。

J A M 熟練技能継承事業の運営イメージ



熟練技能継承事業の活動実績

| 平成23-26年延べ | |
|------------|--------------|
| 派遣先 | 受講人数（人） |
| 高等学校 | 109校 17,731 |
| 教員教育 | 37校 126 |
| 中小企業 | 22社 467 |
| 合計 | 168ヶ所 18,324 |

材料・消耗品等の購入費補助実績

| 平成23-26年延べ | |
|------------|----------------|
| 申請件数 | 金額（円） |
| 合計 | 178件 6,410,204 |

技能検定試験の結果

| 平成23-26年延べ | |
|------------|-------------|
| 受験者（人） | 合格者（人） |
| 1級 | 8 3 |
| 2級 | 396 126 |
| 3級 | 1,652 1,310 |
| 合計 | 2,056 1,439 |

11

オルガナイザー 育成推進室

オルガナイザーには、豊富な知識と経験に裏付けられた判断と行動力、適格な指導・助言が求められる。

ベテランの大量定年による後継者の育成と、そのための系統的な教育体系の確立が急務であり、オルガナイザー育成推進室を設置し研修制度の強化と充実を図る。

➤ オルガナイザー育成塾の開講

中堅・幹部活動家の育成を目的とした「オルガナイザー育成講座」を開講し、1年で課題別に6回をセット講座とした研修を行う。この講座とは別に「春闘フォローアップ研修」、「初級向け研修」も必要に応じて開講する。

【第1回・賃金問題】

個別賃金（年功給、職能資格給制度、役割等級制度等への対応）

春季生活闘争組織化、最低賃金

【第2回・組織結成】

未組織の組織化

争議指導（団体交渉、ストライキ等争議行為、地労委等の活用）

【第3回・「合理化」問題・企業経営問題・企業再建問題】

労働条件切り下げ、出向・配転・転籍、事業所移転、閉鎖、整理解雇、企業危機の高度化

【第4回・倒産問題（企業再生、労働債権確保）】

破産（特別清算）、民事再生（会社更生）、内整理

企業再編問題（合併、営業譲渡、会社分割、企業買収、持株会社）

【第5回・組織問題】

企業連による産別脱退、組織的衰退による産別脱退、組織攻撃

➤ 海外実践研修への派遣（2019年8月5日～8月11日 5名派遣 ドイツ・フランクフルト）

J A M のオルガナイザーも広い視野で労働運動を捉える必要あり、欧米の労働運動を参考に「労働協約、賃金制度、労働組合の教育システム」などを滞在研修する海外実践研修に取り組む。

➤ J A M 教育体系中期方針にもとづく研修会・セミナー

本部は地方 J A M を、地方 J A M は単組を対象に役割分担を明確にし、各段階での教育活動の質的強化を図る。本部は「産別方針の遂行能力と組織運営能力、地方での人材育成能力、環境変化への対応能力」を高めるための研修を実施する。

12

【具体的な取り組み③】

価値を認めあう 社会へ

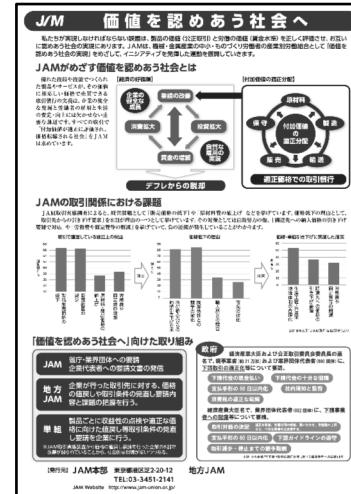
JAMが実現しなければならない課題は、製品の価値（公正取引）と労働の価値（賃金水準）を正しく評価させ、互いに認めあう社会の実現にある。JAMは、機械・金属産業の中・ものづくり産業別労働組合として「価値を認めあう社会の実現」をめざして、イニシアチブを発揮した運動を展開する。



価値を認めあう社会へ

「製品」と「労働」に適正な評価を

優れた技術や技能によって作られる製品やサービスが、その価値にふさわしい価格で売買できる取引慣行の実現は、企業の健全な発展と労働者の雇用と生活の維持・向上に欠かせません。



13

中小企業 問題研究会

学識有識者・中小企業経営者団体・労働組合等との相互間の情報共有と研究を通じ、連携の強化による中小企業政策や中小企業対策の強化・発展に寄与することをめざす。

「中小企業問題研究会」設立趣旨

わが国の経済は、長期デフレからの脱却に向けた政府の金融・経済対策により、円高の是正や株高により輸出関連分野を中心とした大企業の収益は改善しているものの、道半ばであり不安定的な状況下にあります。かつての欧米先進国に追いつけ、追い越せの貿易立国や大量生産・大量消費の高度成長時代を担った大企業を中心としている限り、現下の困難を克服できないのが実態です。

「中小企業憲章」（2010年6月18日閣議決定）には「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と書かれています。優れた技術や技能で日本のものづくりを下支えしているのは中小企業であり、地域雇用の重要な受け皿となっています。

また、優れた技術や技能でつくられた製品が、その付加価値に相応しい価格で売買できる取引慣行の確立は、中小企業労働者の雇用と生活の安定・向上には欠かせません。賃金・労働時間など労働諸条件の不条理な格差の是正や、企業基盤の安定・強化のための政策の確立と実現は、労使共通の課題として取り組まなければなりません。

今日の危機脱出には、苦境に立たされている中小企業の活性化や強い中小企業づくりが不可欠であり、中小企業の元気が日本の未来を拓くと確信しています。

ここに「新時代に向けた中小企業問題研究会」を設立し、学識有識者・中小企業経営者団体・労働組合等との相互間の情報の共有と親睦を深めるとともに、連携の強化による中小企業政策や中小企業対策の強化・発展に寄与することをめざします。

14

| 開催日 | 内 容 | 人 数 |
|----------------|---|-----|
| 2018年 3月7日 | 第17回研究会 「IoT・ビッグデータ・AI等が雇用・労働に与える影響を検証」 厚労省雇用政策企画官 笹井光氏 | 19名 |
| 7月10日 | 第18回研究会 ①「2018年版中小企業白書・小規模企業白書の概要について」 経済産業省中小企業庁 事業環境部調査室 調査員 岩瀬港一 氏 ②「海外における人材確保 ベトナムの事例」 嘉悦大学大学院ビジネス創造学部 教授 黒瀬直宏 氏 | 12名 |
| 10月17日 | 第19回研究会 働き方改革関連法と議論経過について JAM副書記長 川野 英樹 氏 | 18名 |
| 12月26日 | 第20回研究会 ①「労働環境づくりのガイドラインについて」 中小企業家同友会全国協議会 林哲也 経営労働委員長 ②2019春季生活闘争方針について | 23名 |
| 2019年 3月 6日 | 2019春季生活闘争「中小会員意見交換会」 議題：春闘に関わる取り組み ・春闘情報の共有に関する取り組み ・社会的波及力に関する取り組み | 15名 |
| 6月17日 | 第21回研究会 ①「フード連合における取引慣行実態調査について」 フード連合 佐藤宏哉 事務局長 ②意見交換 | 18名 |

【具体的な取り組み④】

長時間労働と不払い残業対策 機械部品製造業・287名

2010年1月～2012年10月の技術・開発・設計部門において、メンタル不調者や退職者が増加。労働組合から会社へ実態調査を要請し、組合もアンケート調査を開始する。

パワーハラスメント防止協定

パワーハラスメントに関する協定

○□労働組合と○□株式会社は、パワーハラスメントに関する事項に話し、下記のとおり協定し、労使双方が実行する。
記

1. 目的
労使は、パワーハラスメントによる労働環境を改善し、その防止について定め、パワーハラスメントによる差別の解消と労働環境の改善に努めること。

2. パワーハラスメントの認定
全ての労働者は、以下の各項目に当てはめても、次の各項目に該当する「パワーハラスメント行為を行っていない」。

(1) 他の労働者に対する威嚇的言動であること

(2) 違法行為を強要すること

(3) 人間を苦にして他の労働者を威嚇・攻撃すること

(4) 性別や性別を理由とする差別の強制的行為であること

(5) 男女ふたりに適用することにより可能な結果を一方的に与えること

(6) 合意の有無にかかわらず一定の期間において仕事を与えないこと

(7) 仕事の内容によっては、労働者の能力を考慮せずに仕事の負担を増やさない場合を除き、職務の履行を妨げること

(8) 定期的・頻繁に仕事の内容を変更して仕事の負担を増やすこと

(9) 仕事の内容によっては、仕事の内容を頻繁に変えること

(10) その他の労働者に対する強制的言動を行うこと

4. 労働時間規制及び処罰・懲戒
会社は、職場におけるパワーハラスメントに関する方針を策定し、労使が全ての従業員に対して方針の説明・啓発を行なう。

5. 相談・苦情の申立て
会社は、パワーハラスメントを受けた従業員からの相談・苦情対応の「相談窓口」を社内に設置し、その運用上利害へは労使が行なう。

パワーハラスメントと不払い残業の存在

S課長とU係長→風呂敷残業やサービス(不払い)残業の奨励、パワーハラスメントなど

全従業員への残業実態調査

技術・開発・設計部門の調査

| 不払い残業を含む総残業時間 | 人数 | 不満内容 | ※上位のみ | 人数 |
|-----------------|----|--------------------------------|-------|----|
| 10時間未満/月 | 64 | 不払い残業 | | 17 |
| 10時間以上～20時間未満/月 | 47 | パワーハラスマント (退職勧誘、説教・罵倒、暴行ほか) | | 11 |
| 20時間以上～40時間未満/月 | 40 | 職場のコミュニケーション | | 10 |
| 40時間以上～60時間未満/月 | 26 | | | |
| 60時間以上～80時間未満/月 | 28 | | | |
| 80時間以上/月 | 11 | | | |

不払い残業の精算

対象期間：2011年1月～2012年12月

対象者：73名

支払総額：4,230万円

②ハラスメント対策委員会の設置

2013年2月に労使10名で構成するハラスメント対策委員会を設置
啓発・研修・教育に関する協議や相談窓口の開設

③労働時間対策指針の策定

不払い残業撲滅と年間総実労働1800時間に向けた残業削減と年休取得推進
「労働時間対策指針」を2013年5月に労使確認

④所属長の処分

S課長：10%の減給1ヵ月と九州工場へ転勤

U係長：7%の減給1ヵ月と生産管理グループ長へ降格

15

ブラック企業経営者との奮闘事例 計測器関連装置製造・販売 グループ約10,000名

T C Sホールディングス

会長：高山允伯

法の盲点を突く脱法行為で企業買収を繰り返し、国内63社の関連グループ企業を擁し、関連社員数およそ10,000人を抱える企業



新卒切り、内定切り、偽装請負や違法派遣など問題を引き起こし、業界でも悪名高い企業。労働組合が存在する場合には、徹底して労組の消滅を図る。労組敵対は一貫しており、組合役員への恫喝、個人攻撃は常態化している。

“労働組合の団結で「雇用と労働条件」を守る！”

忍び寄る魔の手

企業買収は、関連企業を使い標的企業株を少量保有し、グループ全体で10～30%掌握し筆頭株主へ。

企業支配を目的に「業務提携」もしくは「資本業務提携」を持ちかけ、J A M傘下ではこの手法により4社が傘下となった。T C Sグループによる買収手法は、動きを事前に察知することは至難の業だといえる。

セコニック労組 賃金凍結と組合弱体化

一方的に年間一時金協定を破棄し、年末一時金を不支給、翌年から定期昇給を実施しなくなった。一時金は2年間の裁判闘争の後、組合主張がほぼ認められ勝利的了解。定期昇給は凍結され、その後3年間行われていない。

分社や人員整理で組合員は半減。一方で、従業員の採用はされておらず、T C Sとの提携後に設立された関連会社から派遣・出向社員」が増加。

- 顧問弁護団との連携、裁判闘争による勝利
- 不當労働行為に負けない団結力

日本コンベヤ労組 敵対化と組合つぶし

良好な労使関係から敵対的な関係へ一変。賃上げへの低額回答や、年間一時金の査定導入による超低額支給を目論んだ主張を続け、組合との紛争を繰り返す。

労働組合の分断に向けて組合員が在籍する子会社エヌエイチパークイングシステムズ（株）の東京本社移転を強行。労働協約では「会社の機構改革、工場・事務所の移転等に関して、会社もしくは組合が事前協議する必要がある」と認めた事項は、双方の合意が得られるまで、一方的に実施しない」と定められているが、労働協約を無視し移転を強行した。

- 地域労組の支援、労働基準監督署の活用による勝利
- 悪徳経営者の排除へ団結

16

| | |
|-----------------------|--|
| 外国人労働者の救済 | <p>ミャンマー人技能実習生への人権侵害と労基法違反、ブータン人留学生のビザ更新が出来ず学費返還問題を抱えている。ともに悪徳プローカーの暗躍などから問題は根深い。在日ビルマ市民労働組合（FWUBC）と国際ブータン人労働組合（ILUB）ともJAM加盟労組である。</p> |
| ミャンマー人技能実習生の救出 | <p>朝7時から仕事を始め、昼食30分、夕食30分をとり24時まで働く。会話も禁止。話をしていると「ミャンマーへ帰国させる」と言われる。税金、社会保険料、寮費、水光熱費などを控除して払われる賃金額が6万円、残業代は1時間600円。在日ビルマ市民労働組合（FWUBC）とJAMは、これは重大な人権侵害と労働基準法違反・最低賃金法違反として、実習生全員を現場から保護する必要があると判断。岐阜労基署へ5人の実習生名による労基法違反の申告、人権侵害から守るためにシェルターへ保護。</p> <p>その後、実習生は監理団体の責任で新たな受入れ企業へ移動。</p> <p>株式会社しまむらは、発注企業の社会的責任として、サプライヤーへの注意喚起、外国人技能実習に関する調査・対策を進めていくと回答、関係各社へ示達文書を発信した。</p> |
| ブータン人留学生への支援 | <p>現在50人ほどのブータン人が在籍。東京福祉大学ほか留学生10名が28時間オーバーの問題から、ビザの更新が出来ない。うち6名は1か月の短期ビザを何とか申請できたが、その期限も迫っている。（在留期限は人によって異なるが10月末から11月頭）</p> <p>6名のうち9月27日と10月5日が期限であった2名に関しては、9月26日に千葉にある東京入国管理局千葉出張所にて事情を説明し、さらに1か月のビザを申請できた。しかしあくまで出国準備期間という「在留資格変更許可申請」であり、期間内に必ず帰国しなくてはならない。東京福祉大学に対して70万円の入学金返還を求めて団体交渉を申し入れている。</p> <p>ブータン国王訪問記念「親善サッカー大会」を10月25日に開催。ブータン労組から15人、JAMからは20名が参加。来賓としてブータン名誉領事が参加。</p> |

17

4. 労働政策決定プロセスと課題について

ILO（国際労働機関）

- 1944年 フィラデルフィア宣言「三者構成原則」の再確認
- 1976年 第144号条約「国際労働基準の実施のための三者協議」
- 1978年 第150号条約「労働行政」三者協議機構の設置

厚生労働省・労働政策審議会

厚生労働省設置法第9条に基づいて労働政策の審議、調査などを行う審議会。中央職業安定審議会や中央労働基準審議会を始めとした13審議会に分かれていたが、2017年に再編が行われ、7分科会・15部会が設置された。

労働政策審議会



18

【働き方に関する政策決定プロセス有識者会議報告書】

厚生労働省は、2016年7月から「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」を開催し、計5回の検討の後、同年12月14日に報告書を公表。

報告書の概要

- ①新たに基本部会を設置し、「有識者」によって基本的課題について議論をする。
- ②一部の法律については労政審の議論自体を省略する。

【第三者構成原則・労使同数原則の重要性】

(1) 第三者構成は国際的な常識

労政審は、厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議し（厚労省設置法9条1項）、委員は公労使三者構成・労使同数により任命する（労働政策審議会令）とされている。

労政審は、2001年の厚生労働省発足に伴い設置され、労使代表の参加による議論を踏まえて労働立法を行うことは、戦後直後から行われており、日本における慣行である。

このような第三者構成・労使同数制度は、日本独自のものではなく、国際常識となっている。ILO憲章の付属文書とされているフィラデルフィア宣言（1944年）等において、労使を含む三者構成の重要性が示されており、ILOの機関も労使同数の政労使三者構成となっている。また、「最低賃金決定制度の創設に関する条約」（26号条約）、「職業安定組織の構成に関する条約」（88号条約）など、労使の参加が定められているILO条約も多数存在する。

(2) 労働現場の実態を反映させるための重要な原則

労使の代表が労働政策の決定プロセスに参加し、公労使で議論を行い、労働現場の実態を労働立法に反映させることが重要である。労働立法は、労働現場の実態を知る労使の納得のもとで導入されなければ、現場に定着することはあり得ない。

19